

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【公開番号】特開2013-130863(P2013-130863A)

【公開日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-035

【出願番号】特願2012-253874(P2012-253874)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1343 (2006.01)

G 02 F 1/1337 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1343

G 02 F 1/1337 5 0 5

G 09 F 9/30 3 2 0

G 09 F 9/30 3 4 9 Z

G 09 F 9/30 3 3 8

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液晶組成物を挟持する第1の基板、及び第2の基板と、

前記第1の基板上方の前記液晶組成物側の面から前記液晶組成物中に突出する第1の構造体と、

前記第1の構造体の間に設けられ、前記第1の基板上方の前記液晶組成物側の面から前記液晶組成物中に突出する第2の構造体と、

前記第1の構造体上方に第1の電極層と、

前記第2の構造体上方に第2の電極層と、

前記第1の構造体又は前記第2の構造体上方にスペーサとを有し、

前記第1の構造体及び前記第2の構造体はそれぞれ連続して設けられており、

前記第1の電極層又は前記第2の電極層と、前記スペーサとは、連続して設けられた前記第1の構造体又は前記第2の構造体の上面に接して設けられることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

液晶組成物を挟持する第1の基板、及び第2の基板と、

前記第1の基板上方の前記液晶組成物側の面から前記液晶組成物中に突出する複数の第1の構造体と、

前記複数の第1の構造体の間に設けられ、前記第1の基板上方の前記液晶組成物側の面から前記液晶組成物中に突出する複数の第2の構造体と、

前記複数の第1の構造体上方に第1の電極層と、

前記複数の第2の構造体上方に第2の電極層と、

前記複数の第1の構造体又は前記複数の第2の構造体の少なくとも一の上方にスペーサとを有し、

前記複数の第1の構造体又は前記複数の第2の構造体の少なくとも一において、前記第1の電極層又は前記第2の電極層と、前記スペーサとは、連続して設けられた前記複数の第1の構造体又は前記複数の第2の構造体の少なくとも一の上面に接して設けられることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、前記第1の構造体及び前記第2の構造体は、側面にテープ形状を有することを特徴とする液晶表示装置。

【請求項4】

請求項3において、前記第1の電極層及び前記第2の電極層の一部は、前記第1の構造体又は前記第2の構造体の側面を覆うことを特徴とする液晶表示装置。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項において、前記液晶組成物はネマティック液晶、及びカイラル剤を含み、ブルー相を発現することを特徴とする液晶表示装置。

【請求項6】

請求項1乃至5のいずれか一項において、前記液晶組成物は高分子化合物を含むことを特徴とする液晶表示装置。

【請求項7】

請求項1乃至6のいずれか一項において、前記第1の電極層、及び前記第2の電極層は、前記液晶組成物に接していることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項8】

請求項1乃至7のいずれか一項において、前記第1の電極層、及び前記第2の電極層は、櫛歯状であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項9】

請求項1乃至8のいずれか一項において、前記第1の基板と、前記第1の電極層及び前記第2の電極層との間にトランジスタが設けられ、前記第1の電極層は前記トランジスタと電気的に接続していることを特徴とする液晶表示装置。